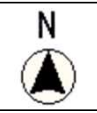


宮津市土砂災害ハザードマップ 畑・下世屋・松尾



松尾

長雨や豪雨、地震が発生したとき、土砂災害の前兆現象を確認したときは、土砂災害の危険がある場所から、安全な場所へ避難してください。特別警戒区域（レッド区域）にいる場合、避難経路における土砂災害や浸水等の影響が想定される場合は、早めに避難していただくことが重要です。立退き避難が危険な場合は、山から離れた階上（垂直避難）または隣近所の安全なところへ移動してください。避難情報の発令や自主避難の判断を支援するため大雨による土砂災害発生危険性が高まったとき気象台と京都府が土砂災害警戒情報を発表します。
(危険度を1km格子で地図表示)



京都府土砂災害警戒情報

土砂災害の種類	前兆現象
急傾斜地の崩壊（がけ崩れ） 傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象	- がけから水が吹き出す。 - がけからの水が濁る。 - がけに亀裂が入る。 - 小石がバラバラと落ちてくる。 - がけから音がする。
土石流 山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象	- 山鳴りや立ち木の裂ける音が聞こえる。 - 石のぶつかり合う音が聞こえる。 - 降雨が続くのに、川の水位が下がる。 - 川の水が急に濁り、樹木が流れてくる。 - 泥臭いにおいが漂う。
地すべり 土地の一部が地下水等に起因してすべる自然現象又はこれに伴って移動する自然現象	- 山腹や地面にひび割れができる。 - 山腹や地面に段差ができる。 - 沢や井戸の水が濁る。 - 斜面や地面から水が吹き出す。 - 建物や電柱、樹木が傾く。 - 井戸や池の水かさ急激に変わる。

このハザードマップは、令和2年度までに京都府が土砂災害防止法により指定した土砂災害警戒区域（土砂災害の恐れのある区域）に基づいています。土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進するものです。警戒区域の拡大図や当マップ外の警戒区域については、宮津市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

■警戒区域指定について 京都府丹後土木事務所 TEL0772-22-7986
■土砂災害警戒について 宮津市総務部消防防災課 TEL0772-45-1605

-  **土砂災害特別警戒区域（レッド区域）**
土砂災害により、建物が損壊し住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域
-  **土砂災害警戒区域（イエロー区域）**
土砂災害により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域

下世屋



最寄りの指定避難所
日置地区公民館
または**自治会一時避難所**

畑

